

いわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱運用基準

別表第1（第2条関係）

事故等に基づく基準表

指名停止事由	指名停止期間	運用基準	運用期間
(虚偽記載) 1 市の入札参加資格審査に関する申請書及び添付書類又は市が発注する工事等（以下「市発注工事等」という。）における入札時の調査資料若しくは契約締結後の提出書類等に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	認定の日から 1か月以上 6か月以内	(1) 複数個所に虚偽の記載事実が認められ、又は文書偽造、事前共謀等、明らかな故意性が認められる等、虚偽記載の原因が特に重大で悪質と認められるとき。 （要綱第4条第4項を適用）	12か月
		(2) 入札又は契約の成否に直接関わるもの（施工実績、技術者資格等）に関する虚偽記載の事実が判明したとき。	6か月
		(3) 入札又は契約の成否に直接関わらないもの（施工体制台帳、施工体系図等）に関する虚偽記載の事実が判明したとき。	3か月
		(4) 上記のほか、過失又は錯誤による虚偽記載の事実が判明した場合において、有資格業者の責任を問うことが適当と認められるとき。  ※ 有資格業者からの報告により、上記(2)～(4)に該当することが判明した場合において、要綱第4条第3項を適用することができる。	1か月
(過失による粗雑工事等) 2 市発注工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微であると認められるときを除く。）。	認定の日から 1か月以上 6か月以内	(1) 補修が不可能なとき（補修によっても初期の目的達成が出来ない場合）、又は粗雑工事等に起因し、公衆に重大な損害（死亡者の発生、広範な損害・影響等）を与えたとき。 （要綱第4条第4項を適用）	12か月
		(2) 粗雑工事等に起因し、公衆に損害を与えたとき。  ① 全治3か月以上、又は入院3か月以上の負傷（以下「負傷程度Ⅱ」という。）	8か月

		<p>② 全治1か月以上3か月未満、又は入院2週間以上3か月未満の負傷(以下「負傷程度Ⅰ」という。)</p> <p>③ 100万円以上の損害、又は複数箇所におよぶ損害(以下「物損程度Ⅱ」という。)</p> <p>④ 50万円以上100万円未満の損害(以下「物損程度Ⅰ」という。) (※①及び③については、要綱第4条第4項を適用)</p>	<p>4か月</p> <p>8か月</p> <p>4か月</p>
		<p>(3) 上記のほか、市発注工事等において、粗雑工事等に起因し公衆へ損害を与えたとき。(発注者側の責に帰すべき場合の除く)。</p> <p>(4) しゅん工検査等で不適合として指摘され、又は引渡し後に契約不適合が判明し、発注者から契約不適合責任に基づく修補命令を受けた場合で、受注事業者の過失が特に大きいと認められるとき。</p> <p>(5) しゅん工検査等で不適合として指摘され修補を要した場合、又は引渡し後に契約不適合が判明し、発注者から契約不適合責任に基づく修補請求若しくは損害賠償請求を受けたとき。</p> <p>(6) 上記の他、監督員から文書による改善指示を受ける等、工事を粗雑にしたと認められるとき(発注者側の責に帰すべき場合の除く)。 (※(6)については、要綱第4条第3項を適用)</p>	<p>2か月</p> <p>3か月</p> <p>1か月2週間</p> <p>2週間</p>
<p>3 県内において、国、地方公共団体及び公団・公社等の特殊法人などの公共機関が発注した工事等(前号に掲げる市発注工事等を除く。以下「一般工事等」という。)の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合に</p>	<p>認定の日から 1か月以上 3か月以内</p>	<p>(1) 補修が不可能なとき(補修によっても初期の目的達成が出来ない場合)、又は粗雑工事等に起因し、公衆に重大な損害(死亡者の発生、広範な損害・影響等)を与えたとき。 (要綱第4条第4項を適用)</p>	<p>6か月</p>

<p>において、契約不適合が重大であると認められるとき。</p>		<p>(2) 粗雑工事等に起因し、公衆に損害を与えたとき。  ① 負傷程度Ⅱ  ② 負傷程度Ⅰ  ③ 物損程度Ⅱ  ④ 物損程度Ⅰ  (※①及び③については、要綱第4条第4項を適用)</p> <p>(3) 会計検査院の検査若しくは監査員の検査で不良工事として指摘され、手直しを命じられたとき、又は委託業務において成果品の契約不適合により工事の手直しが必要となったとき。</p> <p>(4) しゅん工検査等で不適合として指摘され修補を要した場合、又は引渡し後に契約不適合が判明し、発注者から契約不適合責任に基づく修補請求若しくは損害賠償請求を受けた場合で、受注事業者の過失が特に大きいと認められるとき。</p> <p>(5) しゅん工検査等で不適合として指摘され修補を要した場合、又は引渡し後に契約不適合が判明し、発注者から契約不適合責任に基づく修補請求若しくは損害賠償請求を受けたとき。  (※(5)については、要綱第4条第3項を適用)</p>	<p>4か月  2か月  4か月  2か月</p> <p>1か月2週間</p> <p>1か月2週間</p> <p>2週間</p>
<p>(契約違反)  4 第2号に掲げる場合のほか、市発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>認定の日から  2週間以上  6か月以内</p>	<p>(1) 正当な理由なく契約の全部を履行しなかったとき。  (要綱第4条第4項を適用)</p> <p>(2) 正当な理由なく契約の一部を履行しなかったとき。</p> <p>(3) 正当な理由なく定められた工期内又は納期限内に履行が完成しなかったとき。(あらかじめ工期又は納入期限の延長が認められた場合を除く。)</p>	<p>12か月</p> <p>6か月</p> <p>3か月</p>

		<p>(4) 元請負人が社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。）未加入者と正当な理由なく下請契約を締結したとき、又は監督員が指示した期間内に下請負人の社会保険等への加入が確認できないとき。</p> <p>(5) 事故報告等、契約書等に基づく報告や書類の提出を怠ったとき。</p> <p>(6) 上記以外のほか、契約に違反し、工事等の契約の相手方として不適当であると認められたとき。</p>	<p>1 か月</p> <p>1 か月</p> <p>2 週間</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>認定の日から 2週間以上 6か月以内</p>	<p>(1) 安全管理の措置が著しく不適切、かつ、悪質又は重大な過失があると認められるとき。</p> <p>① 死亡（複数）</p> <p>② 死亡（1人）</p> <p>③ 負傷程度Ⅱ</p> <p>④ 負傷程度Ⅰ</p> <p>⑤ 物損程度Ⅱ</p> <p>⑥ 物損程度Ⅰ</p> <p>（※①については、要綱第4条第4項を適用）</p> <p>(2) 安全管理の措置が著しく不適切と認められるとき。</p> <p>① 死亡（複数）</p> <p>② 死亡（1人）</p> <p>③ 負傷程度Ⅱ</p> <p>④ 負傷程度Ⅰ</p> <p>⑤ 物損程度Ⅱ</p> <p>⑥ 物損程度Ⅰ</p> <p>(3) 安全管理の措置が不適切と認められるとき。</p> <p>① 死亡（複数）</p> <p>② 死亡（1人）</p> <p>③ 負傷程度Ⅱ</p> <p>④ 負傷程度Ⅰ</p> <p>⑤ 物損程度Ⅱ</p> <p>⑥ 物損程度Ⅰ</p>	<p>9 か月</p> <p>6 か月</p> <p>3 か月</p> <p>2 か月</p> <p>3 か月</p> <p>1 か月 2 週間</p> <p>6 か月</p> <p>3 か月</p> <p>2 か月</p> <p>1 か月 2 週間</p> <p>2 か月</p> <p>1 か月</p> <p>3 か月</p> <p>1 か月 2 週間</p> <p>1 か月</p> <p>3 週間</p> <p>1 か月</p> <p>2 週間</p>

<p>6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>認定の日から 2週間以上 3か月以内</p>	<p>(1) 安全管理の措置が著しく不適切、かつ、悪質又は重大な過失があると認められるとき。 ① 死亡（複数） ② 死亡（1人） ③ 負傷程度Ⅱ ④ 負傷程度Ⅰ ⑤ 物損程度Ⅱ ⑥ 物損程度Ⅰ （※①及び②については、要綱第4条第4項を適用）</p> <p>(2) 安全管理の措置が著しく不適切と認められるとき。 ① 死亡（複数） ② 死亡（1人） ③ 負傷程度Ⅱ ④ 負傷程度Ⅰ ⑤ 物損程度Ⅱ ⑥ 物損程度Ⅰ （※①については、要綱第4条第4項を適用）</p> <p>(3) 安全管理の措置が不適切と認められるとき。 ① 死亡（複数） ② 死亡（1人） ③ 負傷程度Ⅱ ④ 負傷程度Ⅰ ⑤ 物損程度Ⅱ</p>	<p>6か月 4か月 2か月 1か月2週間 2か月 1か月</p> <p>4か月 2か月 1か月2週間 1か月 1か月2週間 3週間</p> <p>2か月 1か月 3週間 2週間 3週間</p>
<p>（安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故） 7 市発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>認定の日から 2週間以上 4か月以内</p>	<p>(1) 安全管理の措置が著しく不適切、かつ、悪質又は重大な過失があると認められるとき。 ① 死亡（複数） ② 死亡（1人） ③ 負傷程度Ⅱ ④ 負傷程度Ⅰ （※①については、要綱第4条第4項を適用）</p> <p>(2) 安全管理の措置が著しく不適切と認められるとき。 ① 死亡（複数） ② 死亡（1人） ③ 負傷程度Ⅱ ④ 負傷程度Ⅰ</p>	<p>6か月 4か月 2か月 1か月2週間</p> <p>4か月 2か月 1か月2週間 1か月</p>

		(3) 安全管理の措置が不適切と認められるとき。 ① 死亡（複数） ② 死亡（1人） ③ 負傷程度Ⅱ ④ 負傷程度Ⅰ	2か月 1か月 3週間 2週間
8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	認定の日から 2週間以上 2か月以内	(1) 安全管理の措置が著しく不適切、かつ、悪質又は重大な過失があると認められるとき。	
		① 死亡（複数） ② 死亡（1人） ③ 負傷程度Ⅱ ④ 負傷程度Ⅰ （※①及び②については、要綱第4条第4項を適用）	4か月 3か月 1か月2週間 1か月
		(2) 安全管理の措置が著しく不適切と認められるとき。 ① 死亡（複数） ② 死亡（1人） ③ 負傷程度Ⅱ ④ 負傷程度Ⅰ （※①については、要綱第4条第4項を適用）	3か月 1か月2週間 1か月 3週間
		(3) 安全管理の措置が不適切と認められるとき。 ① 死亡（複数） ② 死亡（1人） ③ 負傷程度Ⅱ	1か月2週間 1か月 2週間

別表第2（第2条関係）

贈賄及び不正行為等に基づく基準表

指名停止事由	指名停止期間	運用	運用基準
(贈賄) 1 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 18か月以上 24か月以内	(1) 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	24か月
		(2) 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が、県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑	21か月

		により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
		(3) 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が、県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	18 か月
(独占禁止法違反行為) 2 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項に違反し、工事等の契約の相手方として不適當であると認められるとき。	認定の日から 12 か月以上 24 か月以内	(1) 市発注工事等において、独占禁止法に違反し、次の①又は②に該当したとき。 ① 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員若しくはその使用人が刑事告発、逮捕又は公訴提起されたとき。 ② 排除措置命令・課徴金納付命令・審決等を受けたとき。(排除措置命令・課徴金納付命令の名あて人とならない違反事業者を含む。)	24 か月  18 か月
		(2) 県内において、独占禁止法に違反し、次の①又は②に該当したとき。 ① 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員若しくはその使用人が刑事告発、逮捕又は公訴提起されたとき。 ② 排除措置命令・課徴金納付命令・審決等を受けたとき。(排除措置命令・課徴金納付命令の名あて人とならない違反事業者を含む。)	21 か月  15 か月
		(3) 県外において、独占禁止法に違反し、次の①又は②に該当したとき。	

		<p>① 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員若しくはその使用人が刑事告発、逮捕又は公訴提起されたとき。</p> <p>② 排除措置命令・課徴金納付命令・審決等を受けたとき。(排除措置命令・課徴金納付命令の名あて人とならない違反事業者を含む。)</p>	<p>18 か月</p> <p>12 か月</p>
<p>3 業務に関し、独占禁止法第 19 条に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき</p>	<p>認定の日から 2 か月以上 6 か月以内</p>	<p>(1) 市発注工事等において、独占禁止法に違反し、排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき(排除措置命令・課徴金納付命令の名あて人とならない違反事業者を含む。)</p> <p>(2) 県内において、独占禁止法に違反し、排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき(排除措置命令・課徴金納付命令の名あて人とならない違反事業者を含む。)</p> <p>(3) 県外において、独占禁止法に違反し、排除措置命令又は課徴金納付命令を受けたとき(排除措置命令・課徴金納付命令の名あて人とならない違反事業者を含む。)</p>	<p>6 か月</p> <p>3 か月</p> <p>2 か月</p>
<p>(競売入札妨害又は談合) 4 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を 知った日から 18 か月以上 24 か月以内</p>	<p>(1) 市発注工事等において、有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が公契約関係競争等妨害若しくは談合の容疑又は官製談合防止法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(2) 県内において有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又はその使用人が公契約関係競争等妨害若しくは談合の容疑又は官製談合防止法違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>24 か月</p> <p>21 か月</p>



		<p>① 有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員若しくはその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>② 建設業法に違反し、監督官庁から営業停止処分を受けたとき。</p>	<p>3か月</p> <p>1か月</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>6 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正若しくは不誠実な行為をし、又は代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、若しくは禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>認定の日から</p> <p>1か月以上</p> <p>12か月以内</p>	<p>(1) 業務に関し不正若しくは不誠実な行為をしたとき。</p> <p>① 市発注工事等において、落札が決定した後に正当な理由がなく契約を締結しなかったとき。</p> <p>② 市発注工事等において、落札者が契約を締結すること、又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。</p> <p>③ 市発注工事等において、監督又は検査の実施にあたり職員の職務を妨害したとき、又は監督員若しくは検査員の指示に従わないとき。</p> <p>④ 市発注工事等において、契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。</p> <p>⑤ 市発注工事等において、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額でおこなったとき。</p> <p>⑥ 市発注工事等における談合情報の確認又は低入札価格調査等に関し、事情聴取に応じない等の不誠実な行為があったとき。</p> <p>⑦ 業務に関し、市の条例等に違反があったと認められたとき。</p>	<p></p> <p>12か月</p> <p>12か月</p> <p>12か月</p> <p>12か月</p> <p>12か月</p> <p>3か月</p> <p>3か月</p>

	<p>⑧ 業務に関し、法令に違反し、有資格業者である個人若しくはその使用人又は有資格業者である法人若しくはその法人の役員若しくはその使用人が逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	12 か月以内
	<p>⑨ 業務に関し、法令等に違反し、監督官庁から行政処分等を受けたとき。</p>	6 か月
	<p>(2) 代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、若しくは禁錮以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告されたとき。</p>	12 か月以内

※ なお、別表第1及び別表第2の運用基準に定めがない事案については、建設業者選定委員会の審議等を踏まえ、各措置要件に定める期間の範囲内において措置するものとする。